

令和 2 年 3 月 2 7 日策定
 京都府危機管理部災害対策課

1 目的・趣旨

大規模災害時に、災害救助法（以下「法」という。）第 2 条の 3 に基づく府の連絡調整の下で、公平な救助を迅速に実施するため、資源配分に係る手順、府及び救助実施市（京都市。以下「京都市」という。）の役割、平時及び災害発生時の連携体制等を定める。

2 適用する災害、適用除外

- (1) この計画による資源配分は、京都市を含む複数の府内市町村に法が適用された広域的災害（以下「適用災害」という。）に適用する。京都市のみ又は京都市以外の市町村のみに法が適用される災害にはこの計画は適用しない。
- (2) 本計画の適用にかかわらず、京都市からの支援要請を受けた場合等は、府は京都市が資源の確保を迅速かつ適切に行えるよう対処する。

3 対象とする資源

この計画の対象となる資源は、大規模災害時に、被災者への公平な救助の実施の観点から、法第 4 条に規定する「救助の種類」をはじめ、災害対策基本法に基づく府の連絡調整が必要となる全ての資源とする。なお、配分対象の例は次のとおりである。

(1) 法第 4 条に規定する救助に関する資源

救助の種類	配分の対象とする資源
避難所の設置	避難所の設置に必要な資機材及びその輸送手段
炊き出しその他による食品の給与	炊き出しその他による食品及びその輸送手段
飲料水の供給	飲料水又は給水若しくは浄水に必要な資機材及びそれらの輸送手段
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	被服、寝具その他生活必需品及びそれらの輸送手段
学用品の給与	学用品及びその輸送手段
医療及び助産	医療及び助産に必要な資機材及びそれらの輸送手段並びに人材
被災者の救出	被災者の救出に必要な資機材及びその輸送手段
死体の捜索及び処理	死体の捜索及び処理に必要な資機材及びそれらの輸送手段並びに人材
埋葬	埋葬に必要な資機材及びその輸送手段
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅の供与のために必要な資機材及びその輸送手段並びに人材
被災した住宅の応急修理	被災した住宅の応急修理のために必要な人材

救助の種類	配分の対象とする資源
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	障害物の除去のために必要な資機材及びその輸送手段並びに人材

(2) その他の主な資源

- ・その他の救援物資、当該物資の輸送に係る事業者や民間所有物資拠点
- ・国がプッシュ型で提供する救援物資
- ・府が指定行政機関（国）、全国知事会、関西広域連合、協定締結事業者など広域的な枠組みを活用して調整する資源
- ・その他広域的な活動を行う物資等供給事業者が供給する資源

(3) 配分の対象外とする資源

- ・市町村の備蓄物資
- ・市町村が地元商店街等など独自の調達先から調達する物資
- ・市町村独自の自治体間協定・カウンターパートによる支援物資等

4 資源配分の方法

- (1) 府は、法適用後速やかに、市町村等からの被害報告等から得た情報により推定した避難者数、被災者数、被災家屋数等に基づき資源配分の調整を行い、市町村毎の配分資源の内容・数量、供給時期、供給方法等を定めた計画（以下「供給計画」という。）を作成する。
- (2) その後、府は、京都市が必要とする資源の内容・数量等及び京都市以外の市町村から要請される資源の内容・数量等新たな情報に基づき、供給計画を更新する。
- (3) 供給計画は、府災害対策本部において、京都市及び物資輸送等関係団体と連携して作成・更新する。京都市及び関係団体は、必要に応じ府災害対策本部に職員を派遣する。
- (4) 医療など資源配分に係る個別の要綱等が定められている場合は、その要綱等に基づき、府災害対策本部担当班において、府災害対策本部事務局と連携して資源配分・供給を行う。

5 情報共有事項

府及び京都市は、公平な救助を実施するため、以下の事項をはじめ必要な情報を共有する。

- (1) 法適用状況（適用市町村又は京都市内適用区）
- (2) 法施行令第3条第2項に規定する特別基準に係る情報（国との協議内容及び協議結果）
- (3) 応急仮設住宅に係る情報
 - ア 建設型応急住宅（建設戸数、建設場所、建設時期、仕様等）
 - イ 公営住宅（地域別活用可能戸数、入居募集開始時期等）
 - ウ 賃貸型応急住宅（地域別提供可能戸数、入居募集開始時期、家賃設定の考え方等）
- (4) その他必要な事項
 - 国提供情報等

6 事業者等への要請

府及び京都市は、それぞれが事業者等に資源の発注、委託の要請等を行う。ただし、以下の事項はこの限りではない。

(1) 応急仮設住宅

府と京都市が応急仮設住宅の供与を行う場合の連絡調整については、別途定めるマニュアルによるものとする。

(2) 医療

DMA T、災害拠点病院救護班、日本赤十字社救護班、JMA T 京都等の派遣に伴う連絡調整については、府が行う。費用負担については、別途、協議により定める。

7 京都市以外の市町村への支援

(1) 府は、事前の取り決めに基づき京都市以外の市町村に救助事務の委任を行い、災害発生時に府、京都市、京都市以外の市町村が連携して災害救助を実施する。

(2) 京都市は、府の要請により、災害発生時に被災状況に応じて、自らの資源を活用し、京都市以外の市町村を支援する。

8 応援・受援に係る求償及び費用負担

(1) 他都道府県及び府外市町村に係る応援・受援

ア 応援

法を適用した他都道府県及び府外市町村への応援に係る求償を行う場合、京都市が行った救助（応援）に係る費用については、京都市が行う。

イ 受援

他都道府県及び府外市町村からの受援に係る費用が発生した場合、京都市が受けた救助（受援）に係る費用（京都市が依頼したものに限り）については、京都市が負担する。

(2) 府（京都市以外の市町村）と京都市に係る応援・受援

京都市の要請に基づき、府が調達の上、京都市に提供した資源、及び府の要請に基づき、京都市が調達の上、京都市以外の市町村へ提供した資源に係る費用については、原則として、要請先が求償し、要請元が負担する。

9 平時の取組

(1) 京都府災害救助資源配分連絡会議の設置

府は法第2条の3に基づく連絡調整の実効性を担保するため、京都府災害救助資源配分連絡会議（以下「会議」という。）を設置し、資源配分に係る手順、連携体制の確認等を行う。

会議は別表に掲げる者（以下「構成機関」という。）により構成するものとし、詳細は別途定める。

なお、会議は、必要に応じ外部の者に出席を求め又は議題に応じた一部の構成機関のみの出席により開催することができる。

(2) 連絡調整窓口の共有

災害時に救助が円滑かつ迅速に実施されるよう、構成機関は、連絡調整窓口を明確にし、毎年度更新の上、情報を共有する。

(3) 訓練の実施

府、京都市及び関係団体は、資源配分に係る訓練等を行い、災害発生時に適切に運用されるよう努める。

(4) 救助体制の充実

府は、府域全体を対象とした資源配分における連絡調整機能の実効性を確保するため、民間事業者等との協定の締結や、指定地方公共機関の指定の促進に努める。

京都市は、府の連絡調整の下で、円滑に救助が実施できるよう、民間事業者等との協定の充実に努める。その際、適用災害時には、府の連絡調整の下で、資源配分が行われることを明確にする。

また、府及び京都市は、民間事業者等と締結した協定について情報を共有する。

10 その他

この計画に定めのない事項又はこの計画の解釈について疑義が生じたとき若しくはこの計画に定める事項を変更しようとするときは、府は京都市と協議して定めるものとする。

別表（9（1）関係） 構成機関

- ・ 京都府、京都市、市長会、町村会
- ・ 物資輸送関係団体
- ・ 建設関係団体
- ・ 不動産関係団体
- ・ 医療関係団体
- ・ 指定（地方）公共機関（大手輸送事業者、物資供給事業者）
- ・ 協定締結事業者
- ・ その他関係機関